## 自然型川づくりの課題について

### 歳川放水路計画の代替案のありかた

くまき・ひろひと 1943年埼玉県生まれ 砂北海道自然保護協会 務理事 風雪社•社会問題研究所主

熊 大 木 仁

# 多自然型川づくり」への転換

関係を含めて考えてみたい。

その障害とは何か、千歳川放水路計画との

乗るのは容易ではない。

て、建設省の「多自然型川づくり」が軌道 備と保全」が定められたが、種々の障害があっ

新しい河川法の目的条項に「河川環境の

針転換されている。 近自然河川工法」とよる呼ばれる川づくりに方 ドイツやスイスでは「コンクリート護岸」 から

建設局と都道府県に出している。 然型川づくりの実施要領」(通達) 建設省では、それを契機に九○年十一月 を全国の地方 多自

月に自然豊かな河川整備に向けた「北海道の川づ 関係者、こども達などから意見を聞き、九四年九 わきりに、 くり基本計画」を策定した。 道でも八八年八月の函館市での河川懇談会をか 地域の団体、学識経験者、 産業・文化

下に、新しい河川法では、その目的条項に「河川 環境の整備と保全」が定められた。 国民の河川環境への要求の高まりといった背景の 全国各地での河川事業と住民との紛争の多発や、

## 技術基準の考え方

毛頭ない……この技術基準を使用する人達は無批 を持つ河川を画一的に律しようとしているのでは 策定された。そのはしがきには「……我々は、 技術基準によって、 七六年六月に建設省河川砂防技術基準 それぞれに個性を持ち歴史 (案) ح が

> 判に基準に従うのではなく、基準の依って来たる 所を十分に理解して……」とある。

本文のねらい・要点

とある。 で美しい風景を生みだす川づくりを進めなさい」 覚で、多自然型川づくりの理念にあった自然豊か 建設省の通達でも「それぞれの河川技術者の才

あった。 和氏(元・建設省河川環境対策室長)は否定的で 術者の創造的思考は停止する」として、 指針がないが、そのようなものが出されると「技 「多自然型川づくり」には、まだ具体的な技術 故・関正

例を積み上げ周知していく必要があろう。 性は発揮しにくい風土にあるため、「多自然型川 づくり」を軌道に乗せるためには、様々な実施事 た「自己保身と責任逃れ」によって、 現在の行政には「行政の継続性」を隠れ蓑にし 独創的創造

# 「計画洪水流量の策定」における問題点

Ξ 度を越えるようになる。 になり、また社会的・経済的負担の増加が受忍限 を大きくするに従って、自然環境の破壊は大規模 治水計画における計画洪水流量(基本高水流量)

然型川づくり」の障害となっている。 もので、「過大な計画洪水流量の策定」は めに、河道に限界まで流そうとする設計からくる リート護岸は、過大な計画洪水流量を策定したた 現在の河川改修における河道の直線化やコンク

意見を反映できないという問題が、依然として残っ 画洪水流量」一八、○○○t/sに対して住民の り、例えば千歳川放水路計画における「過大な計 定に住民の意見が反映されない仕組みになってお 新らしい河川法においても、計画洪水流量の策

# 路計画の問題点四 「多自然型川づくり」にかかわる千歳川放水

せた結果だからである。画降雨量を恣意的に短時間に降らせて流出計算さな被害が避けられないことと、過大になるよう計理由は、大規模な自然環境の破壊と漁業への甚大理由は、大規模な自然環境の破壊と漁業への甚大

/sとなっている。 遊水地で一、○○○t/s、ダムで二、○○○t そのほかは千歳川放水路計画で一、○○○t/s、 を分担させ、これが河道に流せる限界だとして、 開発局の計画では、河道に一四、○○○t/s

明らかである。「多自然型川づくり」は全く考えていないことが「多自然型川づくり」は全く考えていないことが、

2。法よりも、現実的で分かりやすかったのではない法よりも、現実的で分かりやすかったのではないしていたが、「机上の論理」的な年確率による方は実績最大洪水流量を目標に治水計画を策定

発生は避けられない。
計画を上回る洪水が発生した場合には、水害のものであるが、それで水害が無くなる訳ではない。年に一度)、石狩川では一五○年確率で策定した計画洪水流量は千歳川で一○○年確率(一○○

これを超過洪水対策と呼んでいる。には、あらかじめ対策を立てておく必要があるが、には、あらかじめ対策を立てておく必要があるが、こうした場合に水害の被害を最小限度に抑える

局の計画には超過洪水対策が欠落している。対策の必要性について答申を出しているが、開発建設省の河川審議会では八七年三月、超過洪水

まして、データの使い方で種々の計算結果が出基準の通りにやれば良いと言うものではない。批判に基準に従うのではなく……」とあり、技術技術基準では「……技術基準を使用する人達は無関発局は「標準的手法で計画した」というが、

るにもかかわらず、計画洪水流量一八、○○○t

の整備が重要な超過洪水対策の一つである。壊しない幅の広い堤防と、決壊を防ぐ水害防備林大な被害の発生が予測されるため、溢流しても決は、理解に苦しむものといわざるを得ない。と、理解に苦しむものといわざるを得ない。

## 五 ダムの治水計画上の欠陥

ら、ダムへの流入量をそのまま放流することになか時には満水に近くなって洪水調整ができなくなからはは間留できる容量に限界があるため、大洪

また、ダムへの流入量が正確につかめない等で、る。 きいほど、下流に大きな被害をもたらすことになきいほど、下流に大きな被害をもたらすことにな

がって洪水調整能力は失われ下流に被害をもたら流出量(越流量)が流入量に徐々に近付き、したにおいても、流入量のハイドログラフが偏平になった場合、つまり流入量がほぼ一定であるが、このダム効果を利用するもので、可動式ゲートは無く、小効果を利用するもので、可動式ゲートは無く、小効果を利用するもので、可動式ゲートは無く、小効果を利用するもので、可動式がよりの貯留(遊水)がって洪水調整能力が流入量以上に放流して下流に人為的水害を発生さがって洪水調整能力は失われ下流に被害を発生される。

に説明してきたであろうか。 こうしたダムの欠陥を河川行政はどれだけ住民

して大きな負担を残すものである。害無益であるとともに、後世の人々に負の財産と著しく低い投資効果、地域の衰退・崩壊など、有歴史・文化・農地の水没、ダムによる水害、ダム歴史・文化・農地の水没、ダムによる水害、ダムどの生態系の分断など)、海岸浸蝕、集落とそのどの生態系の分断など)、海岸浸蝕、集落とそのどの生態系の分断など)、海岸浸蝕、集落とそのどの生態系の分断など)、海岸浸蝕、集落とそのどの生態系の分断など)が、海岸浸蝕、

# 六 内水氾濫などによる水害の原因

はっている。 はっている。 はっている。 はっている。 はっている。 はっている。 はっているが、これは全国に共通した問題であた。 機などの土地利用の進行が内水氾濫の拡大の原因 帯での宅地・商工業団地の開発、水田の畑への転帯での宅地・商工業団地の開発、水田の畑への転帯での宅地・商工業団地の開発、水田の畑への転換などの土地利用計画の見直しは重要な課題と り、流域の土地利用計画の見直しは重要な課題と り、流域の土地利用計画の見直しは重要な課題と はっている。

# 七 「多自然型川づくり」の考え方

るものである。 鑑水や本流の堤防からの越流分を、遊水地に入れ 宅地などに利用しているが、洪水時には、内水氾 遊水地(遊水地域)とは、通常は水田・畑・住

地に入れる場合もある。 流の洪水流量を調整する目的で、本流の水を遊水北上川のように地形などの条件によっては、本

に戻すのである。 本流が減水してから、遊水地に入れた水を本流

避けられ「多自然型川づくり」が容易となる。り、河道の洪水負担が軽減し、無理な河川改修が小規模な遊水地を河川流域に多数造ることによ

一部が貯留される現象をいう。 水位が上昇することによって、河道に洪水流量の「河川の持っている遊水効果とは、洪水で河川の

けて遊水効果を高める。果を利用するとともに、場所によっては霞堤を設支流や上流の森林地帯などの氾濫地域の遊水効

くすという発想では「多自然型川づくり」はでき流木が流れるのは普通の現象であって、これを無がえぐられて下流に流されるなど、水害の原因にがるから伐採すべきとの意見もあるが、洪水時に流木が引っ掛かったり、根元達時間が遅延し、下流の洪水負担が軽減する。こうして洪水を滞留させることにより洪水到をいう発想では「多自然型川づくり」はできがえが、一個では、大学の大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学の表別では、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学の大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学の表別では、大学のでは、大学のでは、大学の大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学の大学のでは、大学の大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学を表しる。

れ実用化されている。 貝体的な自然工法については種々の試みが行わ

である。
コンクリートを沈めてアシを植えるといったものコンクリートを沈めてアシを植えるといったものみやコンクリートで守る、場所によっては穴開きを守る、常時水没している低水路の水衝部は石積ヤナギやイヌコリヤナギを植えて洪水流から堤防たとえば、護岸工法として大木にならないネコ

## 参考文献

土 洪水と治水の河川史・大熊孝 八八年五月・平凡 大地の川・関正和 九四年一〇月・草思社

(社) 北海道自然保護協会会誌第三一号·特集千

(社)北海道自然保護協会会誌歳川放水路問題 九三年三月

いて- 九六年三月 放水路問題-河川行政と治水事業のありかたにつ(社)北海道自然保護協会会誌第三四号・千歳川

こ、我一枚×客ジ緊閉至して計論して計一月を建せ会編(八六年七月(改訂)建設省河川砂防技術基準(案)・(社)日本河川協

部・平成元年七月千歳川放水路影響調査・資料編・石狩川開発建設

局・平成六年七月千歳川放水路計画に関する技術報告・北海道開発

